

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年8月14日
【四半期会計期間】	第76期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）
【会社名】	日本空港ビルデング株式会社
【英訳名】	Japan Airport Terminal Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員兼COO 横田 信秋
【本店の所在の場所】	東京都大田区羽田空港三丁目3番2号 第1旅客ターミナルビル
【電話番号】	03(5757)8020
【事務連絡者氏名】	常務取締役執行役員企画管理本部長 田中 一仁
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区羽田空港三丁目3番2号 第1旅客ターミナルビル
【電話番号】	03(5757)8020
【事務連絡者氏名】	常務取締役執行役員企画管理本部長 田中 一仁
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 当第1四半期連結会計期間より、日付の表示を和暦から西暦に変更しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第75期 第1四半期連結 累計期間	第76期 第1四半期連結 累計期間	第75期
会計期間	自2018年4月1日 至2018年6月30日	自2019年4月1日 至2019年6月30日	自2018年4月1日 至2019年3月31日
売上高 (百万円)	68,122	67,652	273,618
経常利益 (百万円)	6,114	5,646	20,379
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	24,884	3,082	33,004
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	26,782	3,611	36,748
純資産額 (百万円)	193,294	203,180	201,390
総資産額 (百万円)	442,170	475,039	484,654
1株当たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	306.35	37.95	406.31
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	292.68	36.20	388.03
自己資本比率 (%)	35.60	34.60	33.71

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、輸出や生産の弱さが続いているものの、緩やかに回復しております。先行きにつきましても、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されます。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響に一層注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある状況となっております。

当社の事業環境としましては、訪日外国人旅客数は2019年に入りましても、各月で過去最高を記録しており、引き続き増加傾向が続いております。

その中で、当第1四半期連結累計期間の航空旅客数は、羽田空港国内線では堅調に推移しており、羽田空港国際線におきましても、昨年度からの各航空会社による増便や提供座席数の増加などに加え、旺盛な訪日需要と、ゴールデンウィーク期間中の日本人出国者数の伸びにより、前年を上回りました。また、成田空港等その他空港におきましても、国際線旅客を中心に好調に推移しております。

このような状況のもと、当社グループは、すべてのステークホルダーに最高に満足していただける空港を目指す長期的な経営ビジョン「To Be a World Best Airport」の実現に向けて、「羽田空港の“あるべき姿”の追求」、「強みを活かした事業領域の拡大・収益多元化」、「収益基盤再構築・競争優位の確立」を戦略の3本柱とし、さまざまな施策に取り組んでおります。また、今期の主な経営課題として、「羽田国際化施設の供用開始後の運用に関する準備の推進」、「訪日中国人の消費動向の変化への着実な対応」、「2020年度のガイドラインの確実な達成を見据えた利益計画の遂行」を掲げております。

その中で、羽田空港の国際線機能強化に伴う旅客ターミナル整備を、2020年3月の供用開始に向けて計画通りに進めているほか、さらなる館内環境改善に向けて、本年9月末日の完了を目指し、第1ターミナルでのリニューアル工事を実施しており、6月までに到着出口の集約や案内カウンター、トイレなどの一部施設をオープンしました。また、免税店をはじめとする営業店舗におきまして、引き続き訪日外国人旅客数の増加を見込む中で、国内空港では初めてとなる銀聯QRコード決済サービスを含め、さまざまなモバイル決済サービスの導入など、店舗における決済方法の多様化や、羽田空港と成田空港での新規店舗の出店など、積極的に取り組みを進めました。その他にも、新規事業として熊本空港とパラオ国際空港での運営事業をパートナー企業とともに開始したほか、さらにモンゴル国の新ウランバートル国際空港での運営事業の参画が決定するなど、当社の強みである羽田空港で培ったノウハウを国内外の空港に展開し、事業領域の拡大・収益多元化に努めているところです。

なお、羽田空港旅客ターミナルは本年3月に、英国SKYTRAX社による2019年国際空港評価の「World's Cleanest Airports」と、「World's Best Domestic Airports」、「World's Best PRM / Accessible Facilities」の3部門で、世界第1位となりました。また、空港総合評価の「World's Best Airports」でも、世界第2位を受賞しました。

当社では東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控えている中で、首都圏の空の玄関口としてオール羽田で連携し、国内線と国際線ターミナルともに、利便性や快適性、機能性に優れた施設とサービスを提供し、羽田空港の“あるべき姿”を追求し、世界中のお客さまから信頼され続ける空港を目指してまいります。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の財政状態及び経営成績につきましては、次のとおりとなりました。

財政状態

(資産)

流動資産は、羽田空港ターミナルでの施設整備に伴う工事代金等の支払いや、熊本国際空港株式会社への出資等により現金及び預金が減少しました。また、固定資産は、建設仮勘定や投資有価証券が増加した一方で、建物及び構築物等の減価償却が進んだことで減少しました。その結果、総資産は前連結会計年度末に比べ96億1千5百万円減少し、4,750億3千9百万円となりました。

(負債)

未払法人税等や期末に計上した未払費用の支払い、長期借入金の返済等により減少しました。その結果、負債合計は前連結会計年度末に比べ114億5百万円減少し、2,718億5千9百万円となりました。

(純資産)

配当金の支払いがあった一方で、四半期純利益の計上により利益剰余金及び非支配株主持分が増加しました。その結果、純資産合計は前連結会計年度末に比べ 17億9千万円増加し、2,031億8千万円となりました。

この結果、自己資本比率は、34.6%（前連結会計年度末は 33.7%）となりました。

経営成績

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、営業収益は免税店舗における店舗改修による一時閉鎖、訪日中国人の消費動向の減退の影響に加え、羽田空港第2ターミナルの国際線機能強化の工事進展に伴う国内線の物販店舗や飲食店舗の閉鎖等の影響などで商品売上等が減少し、676億5千2百万円（前年同期比 0.7%減）となり、営業利益は減収の影響に加え、昨年より供用開始した第2ターミナルボーディングステーションやサテライト施設、P4駐車場の増床部における減価償却費や運用経費の増加などにより 58億8千6百万円（前年同期比 8.0%減）、経常利益は 56億4千6百万円（前年同期比 7.7%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は、昨年の東京国際空港ターミナル株式会社の連結子会社化に伴う一過性の特別損益が無くなり、30億8千2百万円（前年同期比 87.6%減）となりました。

(単位：百万円)

区 分	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	前年同期比 増減率 (%)
営業収益	68,122	67,652	0.7
（施設管理運営業）	(19,770)	(20,698)	4.7
（物品販売業）	(43,447)	(41,907)	3.5
（飲食業）	(4,904)	(5,047)	2.9
営業利益	6,398	5,886	8.0
経常利益	6,114	5,646	7.7
親会社株主に帰属する 四半期純利益	24,884	3,082	87.6

セグメント別の業績は次のとおりです。なお、営業利益はセグメント利益に該当します。

セグメント別の概況

(施設管理運営業)

(単位：百万円)

区 分	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	前年同期比 増減率 (%)
施設管理運営業	19,770	20,698	4.7
家賃収入	4,333	4,452	2.7
施設利用料収入	10,551	10,861	2.9
その他の収入	4,885	5,385	10.2
セグメント間の内部売上高	779	1,187	52.3
売上高 合計	20,549	21,885	6.5
セグメント利益	4,204	4,063	3.3

家賃収入につきましては、昨年12月の「THE HANEDA HOUSE」の開業に加え、国内線、国際線ターミナルでの航空会社への貸室増により、前年を上回りました。

施設利用料収入につきましては、国内線と国際線の旅客数増加に伴う旅客取扱施設利用料収入の伸びにより、前年を上回りました。

その他の収入につきましては、本年3月のP4駐車場の増築による収容台数の増加で駐車場収入が伸びたこと

に加え、国際線での広告料収入の増加や、国内線ラウンジ「POWER LOUNGE」における改装効果など、国内線、国際線ともにラウンジ収入が増加したことなどにより、前年を上回りました。

その結果、施設管理運営業の営業収益は 218億8千5百万円（前年同期比 6.5%増）、営業利益は、昨年より供用開始した第2ターミナルボーディングステーションやサテライト施設、P4駐車場の増床部における減価償却費や運用経費の増加に加え、第1ターミナルのトイレ等の一部施設の供用開始に伴う一時費用の発生の影響などで、40億6千3百万円（前年同期比 3.3%減）となりました。

（物品販売業）

（単位：百万円）

区 分	前第1四半期連結累計期間 （自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）	当第1四半期連結累計期間 （自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）	前年同期比 増減率 （%）
物品販売業	43,447	41,907	3.5
国内線売店売上	8,530	8,509	0.2
国際線売店売上	25,382	24,447	3.7
その他の売上	9,534	8,949	6.1
セグメント間の内部売上高	230	230	0.0
売上高 合計	43,678	42,137	3.5
セグメント利益	4,153	3,898	6.1

国内線売店売上につきましては、催事展開等の積極的な販売促進策による売上増があったものの、第2ターミナルの拡張整備工事の進展に伴い、「イセタン羽田ストア（メンズ）ターミナル2」などの閉鎖店舗の売上減少が大きく、前年を下回っております。

国際線売店売上につきましては、羽田空港の国際線では本年3月末の総合免税店のリニューアルオープンによる効果で売上は前年を上回ったものの、成田空港での「JAPAN DUTY FREE 本館店」の店舗改修による一時閉鎖の影響などで、前年を下回っております。また、空港型市中免税店「Japan Duty Free GINZA」をはじめ、全般的に昨年10月以降の中国人の消費動向の減退による影響も、前年を下回る要因の一つとなっております。

その他の売上につきましては、成田空港での卸売事業と業務受託店舗の縮小で、前年を下回っております。

その結果、物品販売業の営業収益は 421億3千7百万円（前年同期比 3.5%減）、営業利益は商品売上の減少の影響で、38億9千8百万円（前年同期比 6.1%減）となりました。

（飲食業）

（単位：百万円）

区 分	前第1四半期連結累計期間 （自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）	当第1四半期連結累計期間 （自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）	前年同期比 増減率 （%）
飲食業	4,904	5,047	2.9
飲食店舗売上	3,080	3,094	0.5
機内食売上	1,631	1,739	6.6
その他の売上	191	212	10.7
セグメント間の内部売上高	636	627	1.5
売上高 合計	5,541	5,674	2.4
セグメント利益	150	230	53.0

飲食店舗売上につきましては、羽田空港国内線の飲食店舗では拡張整備工事による閉鎖の影響で前年を下回ったものの、国際線の飲食店舗では旅客数の伸びにより売上が増加したことで、前年を上回っております。

機内食売上につきましては、顧客である外国航空会社の旅客数の増加などにより、前年を上回っております。

その結果、飲食業の営業収益は 56億7千4百万円（前年同期比 2.4%増）、営業利益は増収に加え、調達コストの低減や費用の見直しの効果により 2億3千万円（前年同期比 53.0%増）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

当社の会社支配に関する基本方針及び会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み、並びに会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの各概要は以下のとおりです。

会社の支配に関する基本方針

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断はその時点における株主の皆様が委ねられるべきものであると考えます。

当社は羽田空港において、航空系事業として、国内線旅客ターミナルビルの建設、管理運営を行い、2018年4月には東京国際空港ターミナル株式会社を連結子会社化し、国内線・国際線ターミナルを一体的に運用することで、より一層の効率的なターミナル運営会社として事業を行っております。一方、非航空系事業として、羽田空港、成田国際空港、関西国際空港並びに中部国際空港において物品販売業等を営み、その収益を基盤として航空需要の急速な拡大に即応した旅客ターミナルビルの拡充整備に努めており、また、これまで培ったノウハウを活かした空港外での事業展開を図ってまいりました。そのため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、旅客ターミナル事業の有する高度の安全性と公共性についての適切な認識に加え、当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源（独創性の高い技術・ノウハウ、特定の市場分野における知識・情報、長期にわたり醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等）への理解が不可欠であると考えます。

また、中長期的な増加が見込まれる訪日外国人による国内消費を取り込む施策を実施し、これらを支える、新たな価値を創造する環境の整備や株主・投資家に対する対話機会の拡大と各施策の確実性を高めるために組織・ガバナンスの再編・強化を図りながら、中期経営計画を邁進していきます。

当社は、大規模買付者が突然現れた場合に、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響について株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、大規模買付行為が当社に与える影響や、大規模買付者の経営方針等の情報が適切かつ十分に提供されることが不可欠と考えます。さらに、当該大規模買付行為に関する当社取締役会による検討結果等の提示は、株主の皆様の判断に資するものであると考えます。

当社としましては、大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定して事前に開示する一定のルールに従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供していただく必要があると考えております。また、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することとなる悪質な当社株式の大規模買付行為を防止するため、大規模買付者に対して相応の質問や大規模買付者の提案内容等の改善を要求し、あるいは株主の皆様によりメリットのある相当な代替案が提示される機会を確保し、さらには当該大規模買付ルールを遵守しない大規模買付行為に対しては企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上の観点から相当な措置がとられる必要があると考えております。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記 で記載するもののほか、以下の取組みを行い、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上に努めております。

() 中期経営計画に基づく取組み

当社は、旅客ターミナルビルにおける絶対安全の確立のため、さらなる安全対策強化に全力を傾注するとともに、羽田空港国内線・国際線ターミナルの一体的運営による一層の効率化を図り、運営諸費用の増加等への対策に努めております。併せてお客様本位の旅客ターミナルビルの運営を目指し、当社グループCS理念「訪れる人に安らぎを、去り行く人にしあわせを」の下、顧客第一主義を徹底するほか、積極的な人材育成を図り、全社を挙げて一層のサービス向上、さらなる収益の向上に努めることとし、中期経営計画に基づく諸施策に積極的に取り組んでおります。

()コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取組み

当社はコーポレート・ガバナンスが経営上重要な問題であるとの基本的認識に立ち、経営の透明性の確保を図るため、創業以来、社外取締役及び社外監査役を選任しております。原則毎月1回開催される取締役会は、常勤取締役11名、独立役員2名を含む非常勤の社外取締役4名で構成され、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況の監督機能を果たしております。監査役会は、常勤監査役2名、独立役員である非常勤の社外監査役3名で構成され、監査役は、取締役会やその他重要な会議に出席し、取締役の業務執行の適法性、妥当性及び経営の透明性、健全性を監視できる体制となっております。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、で述べた会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」という。）により、大規模買付行為が行われる場合に関して大規模買付ルールを定め、かつ、大規模買付者が当該ルールを遵守しなかった場合における対抗措置の発動に係る手続について定めております。

()独立委員会の設置

大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するものか否かの検討・審議を行い、大規模買付行為に関する当社取締役会の判断及び対応の公正を担保する機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。

当社取締役会は、大規模買付行為が開始された場合に当該大規模買付行為との関係では対抗措置を発動しない旨の不発動決議の是非について独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

()大規模買付ルール

大規模買付ルールとして、大規模買付者は、定められた手続に従い情報提出等を行うものとし、かつ、情報提出手続等を経て、当社取締役会が不発動決議を行うまで、大規模買付行為を行わないこととします。

(ア)大規模買付意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者は、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の大規模買付意向表明書（当社所定の書式）を事前に当社に対して提出していただきます。

(イ)大規模買付行為に関する情報の提出

大規模買付者から大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合、当社は当該大規模買付者に対し、改めてご提出いただく情報の項目を記載した情報リストを10営業日（初日不算入）以内に交付いたします。

大規模買付者は、情報リストに基づき、株主の皆様のご判断及び独立委員会の検討のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社にご提出いただきます。

(ウ)独立委員会による検討開始に係る通知

当社は、当該大規模買付行為に関する情報の提出が完了したと認められる場合等、独立委員会による検討を開始するのが適当と合理的に判断される場合には、その旨を大規模買付者に通知し開示するとともに、独立委員会による検討の開始を依頼いたします。

(エ)独立委員会による検討及び不発動勧告決議

独立委員会は、独立委員会検討期間として定められた期間内に、大規模買付行為の内容の検討、当社取締役会等の提供する代替案の検討等を行います。

大規模買付者は、独立委員会が検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。独立委員会は、当該大規模買付行為に関する情報の検討等の結果、全員一致の決議により、当該大規模買付行為が当社企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認める場合には、当社取締役会に対して、不発動勧告決議を行うこととします。

(オ)株主総会における株主意思確認

独立委員会は、独立委員会検討期間内に不発動勧告決議を行うに至らなかった場合には、当該大規模買付行為に対する対抗措置に係る株主意思確認総会を開催する旨を勧告することとし、かかる勧告を受けて当社取締役会は、株主意思確認総会の招集を速やかに決定するものとします。

株主意思確認総会の決議は、出席株主の議決権の過半数によって決するものとします。

(カ)取締役会の不発動決議

当社取締役会は、独立委員会が当該大規模買付行為について不発動決議を行うべき旨勧告した場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情が存しない限り、不発動決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、上記() (オ)に定める株主意思確認総会において対抗措置を発動すべきでない旨の株主意思が示された場合、不発動決議を速やかに行うものとします。

(キ)大規模買付ルールに従わない大規模買付行為に対する対抗措置の発動

当社取締役会が不発動決議を行うまで、大規模買付者は、大規模買付行為を行ってはならないものとします。当社取締役会は、大規模買付ルールに従わない大規模買付行為が行われ対抗措置の発動が相当である場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、本対応方針に基づく対抗措置を行うものとします。本対応方針の対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社の定款上許容される手段を想定しております。

()株主・投資家に与える影響

本対応方針は、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報を提供し、さらには、当社株主の皆様が大規模買付行為に係るより良い提案や、当社取締役会等による代替案の提示を受ける機会を保証するための相応の検討時間・交渉力等が確保されることを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為への応諾その他の選択肢について適切な判断をされることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本対応方針の設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断をなされる上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画、コーポレート・ガバナンスの強化充実等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本対応方針は上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本対応方針は、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

(i)本対応方針は、2017年6月29日開催の第73回定時株主総会においてその基本的内容につき、株主の皆様の前承認を受けております。当該株主総会の承認は、当該定時株主総会から3年を有効期間とします。当社取締役会は、3年が経過した時点で、改めて本対応方針に関する株主意思の確認を行い、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。当社取締役会は、当該株主総会承認の有効期間中、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況を勘案して、当該株主総会承認の趣旨の範囲内で、本対応方針の細目その他必要な事項の決定や修正等を行うこととします。

()本対応方針は、株主意思確認総会において対抗措置を発動すべきでない旨の株主意思が示された場合、当社取締役会は不発動決議を速やかに行うものとしております。また、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任される委員により構成される独立委員会が、株主意思確認総会の招集に先立つ独立委員会検討期間内において、当該大規模買付行為が当社企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認め不発動勧告決議を行った場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに同勧告決議に従い不発動決議を行うこととされています。このように、取締役の地位の維持等を目的とした恣意的な発動を防止するための仕組みを本対応方針は確保しております。

()当社は、取締役の解任決議要件の普通決議からの加重も行っておりません。本対応方針は、大規模買付者が自己の指名する取締役を当社株主総会の普通決議により選任し、係る取締役で構成される取締役会により、廃止させることが可能です。従いまして、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

()本対応方針は、経済産業省及び法務省が定めた2005年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件（新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件）、合理性の要件（株主や投資家など関係者の理解を得るための要件）をすべて充たしております。また、経済産業省企業価値研究会の2008年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

その他

本対応方針の詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載の「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について」の本文をご覧ください。

（参考URL <https://www.tokyo-airport-bldg.co.jp/company/ir/>）

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	288,000,000
計	288,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2019年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2019年8月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	84,476,500	84,476,500	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	84,476,500	84,476,500	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2019年4月1日～ 2019年6月30日	-	84,476	-	17,489	-	21,309

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2019年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2019年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,247,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 81,205,000	812,050	-
単元未満株式	普通株式 23,600	-	-
発行済株式総数	84,476,500	-	-
総株主の議決権	-	812,050	-

【自己株式等】

2019年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本空港ビルデング株式会社	東京都大田区羽田空港3-3-2 第1旅客ターミナルビル	3,247,900	-	3,247,900	3.84
計	-	3,247,900	-	3,247,900	3.84

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	87,458	84,253
売掛金	17,959	17,355
商品及び製品	10,968	10,757
原材料及び貯蔵品	141	148
その他	7,306	3,747
貸倒引当金	16	15
流動資産合計	123,817	116,247
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	459,499	459,803
減価償却累計額及び減損損失累計額	261,619	265,119
建物及び構築物(純額)	197,879	194,683
機械装置及び運搬具	23,945	24,355
減価償却累計額及び減損損失累計額	13,457	13,882
機械装置及び運搬具(純額)	10,488	10,472
土地	11,371	11,371
リース資産	1,261	1,253
減価償却累計額及び減損損失累計額	695	728
リース資産(純額)	565	525
建設仮勘定	58,988	59,953
その他	59,926	59,856
減価償却累計額及び減損損失累計額	46,826	47,621
その他(純額)	13,099	12,235
有形固定資産合計	292,393	289,242
無形固定資産		
借地権	37,050	36,589
その他	2,586	2,393
無形固定資産合計	39,637	38,982
投資その他の資産		
投資有価証券	16,835	18,420
繰延税金資産	6,981	7,125
退職給付に係る資産	1,385	1,498
その他	3,604	3,521
投資その他の資産合計	28,806	30,566
固定資産合計	360,837	358,792
資産合計	484,654	475,039

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	9,774	9,148
短期借入金	12,724	11,874
1年内償還予定の新株予約権付社債	15,013	15,010
未払費用	13,547	10,712
未払法人税等	4,482	2,236
賞与引当金	1,725	892
役員賞与引当金	269	64
その他	10,355	7,276
流動負債合計	67,894	57,214
固定負債		
社債	11,127	11,091
新株予約権付社債	15,031	15,028
長期借入金	161,345	160,745
リース債務	409	377
繰延税金負債	14,204	13,953
役員退職慰労引当金	57	43
退職給付に係る負債	4,059	4,039
資産除去債務	478	480
その他	8,656	8,885
固定負債合計	215,370	214,644
負債合計	283,264	271,859
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,489	17,489
資本剰余金	21,337	21,337
利益剰余金	122,012	123,307
自己株式	3,246	3,246
株主資本合計	157,592	158,888
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,506	5,229
繰延ヘッジ損益	197	117
為替換算調整勘定	47	46
退職給付に係る調整累計額	55	89
その他の包括利益累計額合計	5,807	5,482
非支配株主持分	37,990	38,809
純資産合計	201,390	203,180
負債純資産合計	484,654	475,039

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
営業収益		
家賃収入	4,333	4,452
施設利用料収入	10,551	10,861
その他の収入	4,954	5,443
商品売上高	43,378	41,849
飲食売上高	4,904	5,047
営業収益合計	68,122	67,652
売上原価		
商品売上原価	30,716	29,324
飲食売上原価	2,709	2,668
売上原価合計	33,426	31,992
営業総利益	34,696	35,659
販売費及び一般管理費		
従業員給料	2,643	2,956
賞与引当金繰入額	771	827
役員賞与引当金繰入額	56	62
退職給付費用	239	223
賃借料	4,372	4,218
業務委託費	6,919	7,379
減価償却費	5,940	6,352
その他の経費	7,352	7,752
販売費及び一般管理費合計	28,297	29,773
営業利益	6,398	5,886
営業外収益		
受取利息	6	6
受取配当金	222	249
持分法による投資利益	64	48
雑収入	224	285
営業外収益合計	517	589
営業外費用		
支払利息	744	728
固定資産除却損	5	78
雑支出	51	22
営業外費用合計	801	829
経常利益	6,114	5,646
特別利益		
資産負債相殺益	5,626	-
負ののれん発生益	20,126	-
その他	207	99
特別利益合計	25,960	99
特別損失		
固定資産除却損	0	-
段階取得に係る差損	2,725	-
特別損失合計	2,726	-
税金等調整前四半期純利益	29,348	5,746
法人税等	3,651	1,730
四半期純利益	25,697	4,016
非支配株主に帰属する四半期純利益	813	933
親会社株主に帰属する四半期純利益	24,884	3,082

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
四半期純利益	25,697	4,016
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	181	284
繰延ヘッジ損益	42	156
為替換算調整勘定	1	1
退職給付に係る調整額	46	34
持分法適用会社に対する持分相当額	1,264	3
その他の包括利益合計	1,085	404
四半期包括利益	26,782	3,611
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	25,986	2,758
非支配株主に係る四半期包括利益	795	853

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

前連結会計年度 (2019年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)	
日本エアポートデリカ株式会社 (借入債務)	225百万円	日本エアポートデリカ株式会社 (借入債務)	225百万円

(四半期連結損益計算書関係)

資産負債相殺益

資産負債相殺益は、2018年4月27日に東京国際空港ターミナル株式会社(以下、「T I A T」という。)の第三者割当増資引受に伴う払込手続きを完了し連結子会社とした手続きにおいて、T I A Tの社債及び長期借入金を時価評価し、当社の投資有価証券と長期貸付金を相殺消去した際に発生した特別利益であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
減価償却費	5,966百万円	6,375百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,949	24.0	2018年3月31日	2018年6月28日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,787	22.0	2019年3月31日	2019年6月27日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	施設管理 運営業	物品販売業	飲食業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	19,770	43,447	4,904	68,122	-	68,122
セグメント間の内部売上高 又は振替高	779	230	636	1,646	(1,646)	-
計	20,549	43,678	5,541	69,769	(1,646)	68,122
セグメント利益	4,204	4,153	150	8,508	(2,109)	6,398

(注) 1. セグメント利益の調整額には、各報告セグメントに配分していない親会社本社及び一部子会社の総務部門等管理部門に係る費用2,116百万円が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 当第1四半期連結累計期間において、東京国際空港ターミナル株式会社の株式を取得し、新たに連結の範囲に含めております。

これにより、前連結会計年度の末日に比べ、当第1四半期累計期間の報告セグメントの資産の金額は「施設管理運営業」において174,897百万円、「物品販売業」において8,100百万円、「飲食業」において1,036百万円増加しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第1四半期連結累計期間において、東京国際空港ターミナル株式会社の株式を取得し、新たに連結の範囲に含めたことにより、負ののれん発生益を20,126百万円計上しておりますが、報告セグメントには配分しておりません。

当第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	施設管理 運営業	物品販売業	飲食業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	20,698	41,907	5,047	67,652	-	67,652
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,187	230	627	2,044	(2,044)	-
計	21,885	42,137	5,674	69,697	(2,044)	67,652
セグメント利益	4,063	3,898	230	8,192	(2,306)	5,886

(注) 1. セグメント利益の調整額には、各報告セグメントに配分していない親会社本社及び一部子会社の総務部門等管理部門に係る費用2,306百万円が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	306円35銭	37円95銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	24,884	3,082
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	24,884	3,082
普通株式の期中平均株式数(千株)	81,228	81,228
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	292円68銭	36円20銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	4	4
(うち受取利息(税額相当額控除後) (百万円))	(4)	(4)
普通株式増加数(千株)	3,776	3,799
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年8月14日

日本空港ビルデング株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福田 慶久 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野原 徳郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 重義 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本空港ビルデング株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本空港ビルデング株式会社及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。